

名古屋市介護保険条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 5月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第68号

名古屋市介護保険条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市介護保険条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 4号様式（裏）十三、第 4号様式の 2（裏）五、第20号様式（裏）五及び第23号様式（裏）五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第12号様式（裏）五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の一部改正)

第 3条 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部改正)

第 4条 名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4号の 7（裏）、別記様式第 8号の 5（裏）、別記様式第 9号の 2（裏）、別記様式第 9号の 3（裏）、別記様式第 9号の 4（裏）、別記様式第 9号の 6の 2（裏）及び別記様式第 9号の 7（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 6月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 1条の規定による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づいて交付されている介護保険被保険者証等であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に第 2条の規定による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて交付されている認定証であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に第 3条の規定による改正前の名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に第 4条の規定による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則の規定に基づいて交付されている高齢受給者証等であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその

効力を有する。

- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。